

聞こえに障害がある方への 理解を深めましょう



杉並区手話言語条例を施行しました

杉並区は、手話は言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進、手話の普及啓発や手話を音声言語と同様に使用する環境の整備等を通じて、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業

支援を必要とする杉並区民の方に手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。また、杉並区内の団体等が主催する講演会等に手話通訳者・要約筆記者を依頼できます。

■手話講習会

手話の学習経験状況ごとにクラスを分けて実施し、聞こえに障害のある方とのコミュニケーション手段を学びます。

